

改正 令和元年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

令和元年 月 日

原子力規制委員会

試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈及び使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正について

- 1 試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈の表中左欄に掲げられている規則を不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則（令和元年原子力規制委員会規則第3号）第37条による改正後のおり改める。
- 2 同表中右欄を別表第1のおり改める。
- 3 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の表中左欄に掲げられている規則を核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の一部を改正する規則（平成30年原子力規制委員会規則第6号）第53条による改正後のおり改める。
- 4 同解釈の目次及び表中右欄を別表第2のおり改める。
- 5 同解釈別記4を別添のおり改める。

附 則

この規程は、令和元年 月 日から施行する。

別表第1 試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第2条(定義)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 規則第2条第2項第1号に規定する「品質管理監督システム」とは、<u>「産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格Q9001:2008(以下「JIS Q9001」という。)</u>で使用されている「品質マネジメントシステム」と安全文化を醸成するための活動を行う仕組みが一体化したもの」をいう。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>第2条(定義)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 規則第2条第2項第1号に規定する「品質管理監督システム」とは、<u>「工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格Q9001:2008(以下「JIS Q9001」という。)</u>で使用されている「品質マネジメントシステム」と安全文化を醸成するための活動を行う仕組みが一体化したもの」をいう。</p> <p>3～6 (略)</p>

別表第2 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
目次		目次	
条	見出し	条	見出し
第五条	<u>立入りの防止</u>	第五条	<u>立ち入りの防止</u>
第十三条	<u>溢水</u> による損傷の防止	第十三条	<u>溢水</u> による損傷の防止
<p>第5条（<u>立入り</u>の防止）</p> <p>1 第1項に規定する「標識を設けなければならない。」とは、管理区域の境界に標識を付すことをいい、標識には、<u>産業標準化法</u>（昭和24年法律第185号）第17条第1項の<u>日本産業規格</u>（以下「<u>日本産業規格</u>」という。）による放射能標識（以下「放射能標識」という。）に「管理区域（核燃料物質使用施設）」及び「（使用施設、貯蔵施設、廃棄施設）」（括弧内は該当する使用施設等を記載）を記載し、さらに、許可なくして立入りを禁ずる旨を記載等することとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第13条（<u>溢水</u>による損傷の防止）</p> <p>1 第13条に規定する「その施設内における<u>溢水</u>」とは、施設検査対象施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）、消火系統等の作動等により発生する<u>溢水</u>をいう。</p> <p>2 第13条に規定する「安全機能を損なわないもの」とは、施設検査対象施設内部で発生が想定される<u>溢水</u>により臨界管理設備、換気設備等の設備・機器の一部の機能を喪失しても、使用施設等全体として、公衆に対して過度の放射線被ばくを及ぼさないように、臨界防止、閉じ込め等の安全機能が適切に維持されていることをいう。</p>		<p>第5条（<u>立ち入り</u>の防止）</p> <p>1 第1項に規定する「標識を設けなければならない。」とは、管理区域の境界に標識を付すことをいい、標識には、<u>工業標準化法</u>（昭和24年法律第185号）第17条第1項の<u>日本工業規格</u>（以下「<u>日本工業規格</u>」という。）による放射能標識（以下「放射能標識」という。）に「管理区域（核燃料物質使用施設）」及び「（使用施設、貯蔵施設、廃棄施設）」（括弧内は該当する使用施設等を記載）を記載し、さらに、許可なくして立入りを禁ずる旨を記載等することとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第13条（<u>溢水</u>による損傷の防止）</p> <p>1 第13条に規定する「その施設内における<u>溢水</u>」とは、施設検査対象施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）、消火系統等の作動等により発生する<u>溢水</u>をいう。</p> <p>2 第13条に規定する「安全機能を損なわないもの」とは、施設検査対象施設内部で発生が想定される<u>溢水</u>により臨界管理設備、換気設備等の設備・機器の一部の機能を喪失しても、使用施設等全体として、公衆に対して過度の放射線被ばくを及ぼさないように、臨界防止、閉じ込め等の安全機能が適切に維持されていることをいう。</p>	

第24条（廃棄施設）

1～6 （略）

7 第3項に規定する「標識を設けなければならない。」とは、次の各号に掲げることをいう。

一 （略）

二 排気設備には、放射能標識を排気口又はその付近及び排気浄化装置の表面に付すものとし、「排気設備」と記載し、さらに、許可なくして触れることを禁ずる旨を記載等すること。また、排気管に付す標識は、日本産業規格による放射能表示（以下「放射能表示」という。）とし、排気管の表面に付すこと。

三 （略）

（別記1）

安全上重要な施設の有無の確認に当たっての実効線量の評価方法
第1条4に規定する評価方法は、以下のとおりとする。

1. ・ 2. （略）

3. 外部事象による使用施設等の損傷を考慮する場合のSSCの機能の喪失による周辺監視区域周辺の公衆への実効線量の評価（以下この別記1において「外部事象評価」という。）に当たっては、以下を基本とする。なお、使用施設等の立地状況を考慮して、必要に応じて、自然現象の重畳についても考慮し、外部事象評価を行うこととする。

（1）～（4） （略）

第24条（廃棄施設）

1～6 （略）

7 第3項に規定する「標識を設けなければならない。」とは、次の各号に掲げることをいう。

一 （略）

二 排気設備には、放射能標識を排気口又はその付近及び排気浄化装置の表面に付すものとし、「排気設備」と記載し、さらに、許可なくして触れることを禁ずる旨を記載等すること。また、排気管に付す標識は、日本工業規格による放射能表示（以下「放射能表示」という。）とし、排気管の表面に付すこと。

三 （略）

（別記1）

安全上重要な施設の有無の確認に当たっての実効線量の評価方法
第1条4に規定する評価方法は、以下のとおりとする。

1. ・ 2. （略）

3. 外部事象による使用施設等の損傷を考慮する場合のSSCの機能の喪失による周辺監視区域周辺の公衆への実効線量の評価（以下この別記1において「外部事象評価」という。）に当たっては、以下を基本とする。なお、使用施設等の立地状況を考慮して、必要に応じて、自然現象の重畳についても考慮し、外部事象評価を行うこととする。

（1）～（4） （略）

(別記4)

正本には、所定の金額の収入印紙を貼り、
消印をしないこと。

文 書 番 号
年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核燃料物質使用許可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第52条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、核燃料物質の使用の許可を申請します。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名又は名称 (注1)		
住所 (注2)		郵便番号 () 都道府県 電話番号 ()
法人にあっては、その代表者の氏名 (注3)		
工場又は 事業所	名称	
	所在地	郵便番号 () 都道府県 電話番号 ()

2. 使用の目的及び方法

使用の目的 (注4)	
使用の方法 (注5)	

3. 核燃料物質の種類

核燃料物質の種類 (注6)				
化合物の名称 (注7)				
化学形態 (注8)				
性状 (物理的形態) (注9)				

4. 使用の場所

(注10)

使用施設の場所	
貯蔵施設の場所	
廃棄施設の場所	

5. 予定使用期間及び年間予定使用量

事業所全体	核燃料物質の種類 (注11)					
	予定使用期間 (注12)					
	年間予定 使用量	最大存在量 (注13)				
		延べ取扱量 (注14)				
施設ごと (注15)	核燃料物質の種類					
	予定使用期間					
	年間予定 使用量	最大存在量				
		延べ取扱量				
	3月間使用量					
	1日最大使用量					

6. 使用済燃料の処分の方法

使用済燃料の処分の方法 (注16)				
----------------------	--	--	--	--

7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備

位置 (注17)									
形態		建築物	居室	その他 ()					
主要構造	施設の構造 (注19)								
	材	建築物	区分 名称	壁	柱	床	はり	屋根	階段

部 等 (注 18)	料	居 室	区 分	壁	柱	床	天 井	階 段		
			名 称							
遮 蔽 壁 蔽 そ の 物 他 の 等	施設内の常時立ち入る場所に対する閉じ込め及び遮蔽 (注20)									
	管理区域内の閉じ込め及びその境界に対する遮蔽並びに周辺監視区域の境界に対する遮蔽 (注21)									
核 燃 料 物 質 を 取 り 扱 う 室	構 造	突起物及びくぼみの状況								
		仕上材の目地等の状況 (注22)								
	表 面 材 料 等 (注23)	区 分			表 面 材 料				床面積	室の容積
		室 名	床	腰 壁	壁	天 井	流 し	その他		
									m ²	m ³
							m ²	m ³		
	使 用 施 設 の 設 備	設 備 の 名 称 (注24)								
		個 数								
		仕 様 (注25)								
	フード、グローブボックス等の個数及び排気設備との連結状況									
汚 染 検 査 を す る	場 所 (注26)									
	構 造	突起物及びくぼみの状況								
		仕上材の目地等の状況 (注27)								
	表 面 材 料 等 (注28)	区 分			床	腰 壁	壁	天 井	流 し	その他
		室 名								

た め の 設 備	洗 浄 設 備	
	更 衣 設 備	
	汚染検査用の放射線測定器の種類及び台数	
	汚染の除去に必要な器材	
	洗浄設備の排水管と排水設備との連結状況	
出 入 口	人が通常出入りする出入口 その他の出入口	箇所 箇所（用途）
管 理 区 域	境界に設ける壁、柵その他の区画物	
	標 識 を 付 け る 箇 所	

8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備

位 置 (注29)											
貯蔵のための施設又は設備	貯蔵施設の構造 (注30)										
	貯蔵室の材料	区 分	壁	柱	床	はり	天井	階段	扉	窓	
		室 名									
	貯蔵箱等の設置位置、個数、構造及び材料 (注31)										
標 識 を 付 け る 箇 所											
遮 蔽 壁 蔽 そ の 物 他 の 等	施設内の常時立ち入る場所に対する閉じ込め及び遮蔽 (注32)										
	管理区域内の閉じ込め及びその境界に対する遮蔽並びに周辺監視区域の境界に対する遮蔽 (注33)										
貯蔵容器 (注34)	種 類 及 び 個 数										
	内容物の物理的性状										
	構 造 及 び 材 料										
	受 皿 、 吸 収 材 等										

	標識を付ける箇所				
冷却のための措置					
出入口		人が通常出入りする出入口 その他の出入口	箇所 箇所（用途）		
施錠又は立入制限の措置					
管理区域	境界に設ける壁、柵その他の区画物				
	標識を付ける箇所				
貯蔵能力 (注35)					

9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備

位置 (注36)								
廃棄の方法	気体状のもの							
	液体状のもの							
	固体状のもの							
主要構造部等	施設の構造							
	材 料	区分 名称	壁	柱	床	はり	屋根	階段
遮の 蔽 壁 遮 蔽 その 物 他等	施設内の常時立ち入る場所に対する閉じ込め及び遮蔽 (注37)							
	管理区域内の閉じ込め及びその境界に対する遮蔽並びに周辺監視区域の境界に対する遮蔽 (注38)							
排	排風機 (注39)	種類及び台数						
		位置						
	排	性能 (注40)						
		種類及び台数						

気 施 設	気 浄 化 装 置 (注41)	位 置					
		性 能					
		標識を付ける箇所					
	排 気 管	構 造 (注42)					
		材 料 及 び 塗 装					
		標識を付ける箇所					
	排 気 口	排 気 口 の 高 さ					
		隣接する建物との関係					
		標識を付ける箇所					
	汚染空気の広がり防止装置 (注43)						
焼却炉を設置した室及び焼却炉と排気設備との連結状況							
焼却炉を設置した室等に対する換気能力 (注44)							
排 水 管	材 料						
	継 目 の 構 造						
	標識を付ける箇所						
水 施 設	排 水 浄 化 槽 (注45)	種 類 及 び 個 数					
		位 置					
		容 量					
		構 造 及 び 材 料 (注46)					
		排液流出調節装置					
		標識を付ける箇所					
排 液	種 類 及 び 台 数						
		位 置					

	処理装置 (注47)	構造及び材料							
		性能							
		標識を付ける箇所							
核燃料物質等を取り扱う室	構造	突起物及びくぼみの状況							
		仕上材の目地等の状況 (注48)							
	表面材料等 (注49)	区分 室名	表面材料					床面積	室の容積
			床	腰壁	壁	天井	流し		
								m ²	m ³
							m ²	m ³	
フード等の個数及び排気設備との連結状況									
汚染検査をするための設備	場所 (注50)								
	構造	突起物及びくぼみの状況							
		仕上材の目地等の状況 (注51)							
	表面材料等 (注52)	区分 室名	床	腰壁	壁	天井	流し	その他	
	洗浄設備								
	更衣設備								
	汚染検査用の放射線測定器の種類及び台数								
	汚染の除去に必要な器材								
洗浄設備の排水管と排水設備との連結状況									
焼却設備	焼却物の種類 (注53)								
	焼却の方法 (注54)								
	熱源及び炉室容積								
	構造及び材料								

備	焼却残渣搬出口の位置					
	排気施設との連結状況					
固 型 化 設 備	種類及び台数					
	位置					
	構造及び材料					
	性能					
保 管 廃 棄 施 設	構造及び材料					
	外部との区画状況					
	閉鎖のための設備又は器具					
	標識を付ける箇所					
(注55)	保管 廃棄 容器	種類及び個数				
		内容物の物理的性状				
		構造及び材料 (注56)				
		受皿、吸収材等				
		標識を付ける箇所				
冷却のための措置						
出入口		人が通常出入りする出入口 その他の出入口	箇所 箇所(用途)			
管 理 区 域	境界に設ける壁、柵その他の区画物					
	標識を付ける箇所					
保管廃棄の能力 (注57)						

10. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備

(注58)

(1) 閉じ込めの機能	
(2) 遮蔽	
(3) 火災等による損傷の防止	
(4) 立入りの防止	
(5) 自然現象による影響の考慮	
(6) 核燃料物質の臨界防止	
(7) 施設検査対象施設の地盤	
(8) 地震による損傷の防止	
(9) 津波による損傷の防止	
(10) 外部からの衝撃による損傷の防止	
(11) 施設検査対象施設への人の不法な侵入等の防止	
(12) 溢水による損傷の防止	

(13) 化学薬品の漏えいによる損傷の防止	
(14) 飛散物による損傷の防止	
(15) 重要度に応じた安全機能の確保	
(16) 環境条件を考慮した設計	
(17) 検査等を考慮した設計	
(18) 施設検査対象施設の共用	
(19) 誤操作の防止	
(20) 安全避難通路等	
(21) 設計評価事故時の放射線障害の防止	
(22) 貯蔵施設	
(23) 廃棄施設	
(24) 汚染を検査するための設備	

(25) 監視設備	
-----------	--

(26) 非常用電源設備	
--------------	--

(27) 通信連絡設備等	
--------------	--

(28) 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	
-----------------------------	--

1 1. 添付書類（原子炉等規制法施行令第 38 条第 2 項に定める書類）

1 1-1. 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事故に関するものを除く）

別紙として、1 0. の詳細を説明するための計算結果、図面等を添付

1 1-2. 想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書

別紙として、1 0. のうち、事故に関する事項の詳細を説明するための計算結果、図面等を添付

1 1-3. 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書

説 明 (注 59)	
---------------	--

組 織 図	
-------	--

保 安 教 育 ・ 訓 練 (注 60)	
-------------------------	--

- ※ 国の機関、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「許可」を「承認」とすること。
- 注 1 「氏名又は名称」 法人にあつては、(株)、(独)等の略号ではなく、株式会社、独立行政法人等と記載すること。
- 2 「住所」 都道府県名から記載し、丁目、番地、号まで記載すること。
- 3 「法人にあつては、その代表者の氏名」 国立機関若しくは地方公共団体関連機関の場合、法令等において、それぞれの長から権限の委任が規定されている場合、当該委任を受けた者を代表者として記載することができる。
- 4 「使用の目的」 直接的、かつ、簡潔に記載すること。
使用の目的が複数ある場合には、整理番号を付すこと。その際、使用の目的と使用の方法が対応するよう同一の番号を付すこと。
- 5 「使用の方法」 使用する部屋、設備・機器、核燃料物質の種類(化学形、性状(物理的形態))及び数量、使用の方法、使用上の注意事項等を記載すること。また、使用の方法が複雑な場合などは、必要に応じて、工程図等を用いること。使用の方法が複数ある場合には、整理番号を付すこと。
- 6 「核燃料物質の種類」 劣化ウラン、天然ウラン、濃縮ウラン、プルトニウム、ウラン233、トリウム又は使用済燃料(原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質)を記載すること。なお、濃縮ウランについては、濃縮度別に記載すること。また、従来使用していた核燃料物質を今後使用しないため、保管廃棄する場合については、注6を付した欄に規定する「核燃料物質の種類」を「放射性廃棄物の種類」と変更した上で、()書きで従来の核燃料物質の種類を記載すること。
- 7 「化合物の名称」 酸化物(例:二酸化ウラン)、ふっ化物(例:六ふっ化ウラン)、水酸化物、使用済燃料等を記載すること。ただし、3.7TBq以上の使用済燃料については、放射能量(Bq)を記載すること。
- 8 「主な化学形等」 化合物の名称にて記載した各化合物の化学式を記入すること。(UO₂、U₃O₈等)なお、化合形態を変更する使用方法を伴う場合は代表的な化学式を記載すること。
- 9 「性状(物理的形態)」 固体、液体等を記載すること。なお、使用において、核燃料物質の性状が変化する可能性がある場合には、その旨を記載すること。
- 10 「使用施設の場所」「貯蔵施設の場所」「廃棄施設の場所」 使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の名称(建屋名、部屋名)等、工場又は事業所内における具体的な位置及び場所が正確に分かるよう記載すること。また、管理区域及び周辺監視区域の設定の考え方及びそれらを示した図面を添付する旨を記載した上で、当該図面を添付すること。
- 11 「核燃料物質の種類」 「3.核燃料物質の種類」に記載した種類ごとに記載すること。なお、濃縮ウランについては、ウラン235の量も記載すること。核燃料物質の種類ごとに、密封・非密封を別に記載すること。また、化合物については、ウラン、トリウム及びプルトニウム重量を記載すること。また、従来使用していた核燃料物質を今後使用しないため、保管廃棄する場合については、注11を付した欄に規定する「核燃料物質の種類」を「放射性廃棄物の種類」と変更した上で、()書きで従来の核燃料物質の種類を記載すること。
- 12 「予定使用期間」 “自:許可日”とし、至は、原則として、現時点で使用を予定している期間の年度末までとし、終期を設定していない場合は、「廃止措置を終了するまでの期間」と記載すること。ただし、放射性廃棄物の保管廃棄を行う場合は、記載を不要とする。
- 13 「最大存在量」 工場若しくは事業所又は施設に存在する核燃料物質の最大の(予定)量をいう。また、放射性廃棄物の保管廃棄を行う場合であつて、核燃料物質で廃棄しようとするものがある場合は、その量について記載すること。
- 14 「延べ取扱量」 任意の1年間において予定される核燃料物質の受入れ、払出し及び廃棄等、それぞれの取扱合計量のうち、いずれか最大の量をいう。ただし、放射性廃棄物の保管廃棄を行う場合は、記載を不要とする。
- 15 「施設ごと」 事業所内に複数の使用施設等がある場合、施設ごとについても記載すること。なお、施設ごとについては、3月間使用量及び1日最大使用量も記載すること。また、放射性廃棄物の保管廃棄を行う場合は、注11及び注13の例により記載すること。ただし、この場合において、予定使用期間、延べ取扱量、3月間使用量及び1日最大使用量については、記載を不要とする。
- 16 「使用済燃料の処分の方法」 使用済燃料の売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又は廃棄の方法を記載すること。また、使用済燃料の保管廃棄を行う場合もその旨を記載すること。
- 17 「位置」
- ①使用施設が設置される工場又は事業所周辺を含めた地理的状況、地震その他の自然環境(地崩れ、河川や津波による浸水、液状化、竜巻等)のおそれの有無及びその理由)を記載し、大きな事故の誘因となる事象が起こるとは考えられないこと、又は万一事故が発生した場合において、災害を拡大するような事象も少ないことを証明すること。代表的な場所における標高(海拔)も記載すること。その際以下のことも考慮すること。また、工場又は事業所周辺の図面を添付すること。
- 1) 使用施設等の周辺の地形、危険物取扱施設(ガソリンスタンド、ガス貯蔵タンク等)の存在の有無等
- 2) 工場又は事業所が入居している建物に他事業所等が存在する場合においては、その旨

- ②使用施設内の各室（部屋）の名称、間取り等を記載すること。また、工場又は事業所内における使用施設の位置、当該施設内の各室（部屋）の位置を示した図面を添付すること。なお、図面には、縮尺及び方位、各室（部屋）の間取り、管理区域及び周辺監視区域を示すこと。
- 18 「主要構造部等」 建築物又は居室に類似するものについては建築物又は居室の欄に記載すること。
 - 19 「施設の構造」 建物、部屋の構造・仕様（建築年、耐震性及び耐火性）を記載すること。
 - 20 「施設内の常時立ち入る場所に対する閉じ込め及び遮蔽」 非密封の核燃料物質を使用する場合のフード及びグローブボックス等での閉じ込め機能の方法並びに作業室内の空気中の放射性物質の濃度の評価結果を記載すること。遮蔽物のある場合には、その構造及び材料並びに放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、また、遮蔽物のない場合には、放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、それぞれ記載すること。また、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）」に定める放射性物質の濃度限度を満たしていることの評価結果及び被ばく管理についても記載すること。
 - 21 「管理区域内の閉じ込め及びその境界に対する遮蔽並びに周辺監視区域の境界に対する遮蔽」 注20の例により記載すること。
 - 22 「仕上材の目地等の状況」 仕上材の目地等の隙間の有無及びその処理の状況を記載すること。
 - 23 「表面材料等」 汚染されるおそれのある作業台、棚等はその他の欄に記載すること。
 - 24 「設備の名称」 核燃料物質を取り扱う設備（実験装置等）、並びに災害防止のために必要な火災報知設備、消火設備、シャッター、非常用設備及び警報設備等を記載すること。また、核燃料物質を取り扱う設備については、設備ごとに核燃料物質の種類、化合物、性状及び取扱量を記載すること。なお、設備をユニットに分け管理する場合には、ユニットごとの取扱量を記載すること。
 - 25 「仕様」 各設備の仕様については、災害防止のための仕様を記載する。例としては、閉じ込め機能、放射線遮蔽や放射性物質の濃度低減に関わる性能を示す際に必要な仕様や、使用時及び災害時（火災、地震、停電等）に安全上要求される性能（発生及び拡大の防止）について、使用条件等や放射線遮蔽対策を記載すること。
 - 26 「場所」 人が通常出入りする使用施設の出入口との関連について記載すること。
 - 27 「仕上材の目地等の状況」 注22の例により記載すること。
 - 28 「表面材料」 注23の例により記載すること。
 - 29 「位置」 注17の例により記載すること。
 - 30 「貯蔵施設の構造」 建物、部屋の構造・仕様（建築年、耐震性及び耐火性）を記載すること。開口部（給排気口を含む。）の状況についても記載すること。閉じ込め、放射線遮蔽等の災害防止のために必要な貯蔵設備、非常用設備及び警報設備等を記載すること。また、災害の防止上必要な性能、貯蔵方法等を記載すること。
 - 31 「貯蔵箱等の設置位置、個数、構造及び材料」 貯蔵箱等の設置位置については、貯蔵箱等が設置されている室の名称等を記載すること。
 - 32 「施設内の常時立ち入る場所に対する閉じ込め及び遮蔽」 注20の例により記載すること。
 - 33 「管理区域内の閉じ込め及びその境界に対する遮蔽並びに周辺監視区域の境界に対する遮蔽」 注21の例により記載すること。
 - 34 「貯蔵容器」 種類ごとに記載すること。
 - 35 「貯蔵能力」 核燃料物質の種類ごと、かつ、貯蔵場所（貯蔵室、貯蔵箱等）ごとに記載すること。
 - 36 「位置」 注17の例により記載すること。
 - 37 「施設内の常時立ち入る場所に対する閉じ込め及び遮蔽」 注20の例により記載すること。
 - 38 「管理区域内の閉じ込め及びその境界に対する遮蔽並びに周辺監視区域の境界に対する遮蔽」 注21の例により記載すること。
 - 39 「排風機」 種類ごとに記載すること。
 - 40 「性能」 排気能力（ $\text{m}^3/\text{分}$ 等）を記載すること。
 - 41 「排気浄化装置」 種類ごとに記載すること。
 - 42 「構造」 気密性について記載すること。
 - 43 「汚染空気の広がり防止装置」 ダンパーの有無等を記載すること。
 - 44 「焼却炉を設置した室等に対する換気能力」 1時間当たりの換気回数を各室ごとに記載すること。
 - 45 「排水浄化槽」 種類ごとに記載すること。
 - 46 「構造及び材料」 水密性及び耐食性、排液の採取又は排液の濃度測定の可否、蓋又は開口部の周囲の柵等につ

いて記載すること。

- 47 「排液処理装置」 種類ごとに記載すること。
- 48 「仕上材の目地等の状況」 注22の例により記載すること。
- 49 「表面材料等」 注23の例により記載すること。
- 50 「場所」 人が通常出入りする廃棄施設の出入口との関連について記載すること。
- 51 「仕上材の目地等の状況」 注22の例により記載すること。
- 52 「表面材料等」 注23の例により記載すること。
- 53 「焼却物の種類」 焼却物に含まれる核燃料物質の種類を記載すること。
- 54 「焼却の方法」 焼却温度、蒸し焼きにするか否か等を記載すること。
- 55 「保管廃棄容器」 種類ごとに記載すること。
- 56 「構造及び材料」 構造の耐火性についても記載すること。
- 57 「保管廃棄の能力」 放射性廃棄物の種類ごと及び保管廃棄場所ごとに保管廃棄容器の量等の最大保管能力を記載すること。
- 58 「閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備」 本文には、施設、設備、対策等の概要とともに、閉じ込め及び遮蔽に係る評価結果、設計・工事の方法の概要を記載し、詳細内容は、「11. 添付書類」に記載すること。なお、通常時に考慮すべき事項に関する詳細内容は「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」に記載し、設計評価事故等への対応は「想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書」に記載すること。施設によって、記載が必要な項目は以下のとおり。
 - ① 10. (1)～(4)、(22)～(24)の項目 原子炉等規制法施行令(以下「令」という。)第41条該当施設及び令第41条非該当施設
 - ② 10. (5)の項目 令第41条非該当施設のみ
 - ③ 10. (6)～(21)、(25)～(28)の項目 令第41条該当施設のみなお、令第41条非該当施設は、申請に当たり「10. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備」のうち、記載の必要がない欄は削除しても構わない。
- 59 「説明」 原子炉等規制法に基づく事業(使用、製錬、加工、原子炉の設置、貯蔵、再処理、廃棄の事業等)をこれまで実施している場合にはその状況を記載するとともに、特に、核燃料物質の取扱いの経験を持つ技術者の人数、経験年数について記載すること。また、組織図、保安教育・訓練の実施方針から、運用及び保安体制を説明し、核燃料物質の使用を適確に遂行するに足りる能力を有していることを説明すること。(その説明において、保安体制に関わる有資格者が必要であるとした場合は、資格の種類及び有資格者の人数を記載すること。この場合において「有資格者」とは、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、技術士等の国家資格等の取得者をいう。)
- 60 「保安教育・訓練」 業務に従事する者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持向上させるための教育・訓練を行う方針を示し、核燃料物質の使用を適確に遂行するために十分であることを説明すること。保安教育については、体制、内容、実施時期(年当たりの実施回数、関係法令等改正時、使用前、初期教育、再教育等)を記載し、訓練については、使用前の訓練、区域内の防災訓練等の使用段階に必要な訓練の体制、内容、実施時期について記載すること。

備考

- 1 申請書の作成に当たっては、様式に示した全ての事項が申請書に記載されていれば、様式を用いなくても構わない。
- 2 様式中に記載することが困難な場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を用いても構わない。
- 3 様式の項目のうち、該当しない項目は、「該当なし」と記載する、又は斜線を入れること。
- 4 本様式は、日本産業規格A4版とし、図面が添付される場合は、当該図面をA4版の大きさに折りたたみ添付すること。
- 5 新たに使用の許可を取得する場合には、参考資料として、事業者の所在地、代表者等の確認のための履歴事項全部証明書等を添付するとともに、原子炉等規制法第54条に規定する欠格条項に該当しないことを証明する書類を添付すること。

正本には、所定の金額の収入印紙を貼り、
消印をしないこと。

文 書 番 号
年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核燃料物質使用変更許可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第55条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、核燃料物質の使用変更の許可を申請します。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名又は名称
住所
代表者の氏名
工場又は事業所の名称
工場又は事業所の住所

(1. の内容を変更する場合には、変更後の内容を記載すること。)

2. 使用の場所

〇〇棟 △△研究室

(2. の内容を変更する場合には、変更後の内容を記載すること。)

3. 変更の内容

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

4. 変更の理由

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

(変更の理由は、変更の内容に対応するように記載すること。)

(注) 次頁以降には、核燃料物質使用許可申請書の「別紙」を「別添」に名称変更し、変更後の全文（変更がない箇所は従前の記載どおりの記載のもの）を添付すること。なお、1つの許可で複数の使用施設等の許可を得ている場合は、変更があった使用施設等についてのみ全文を添付すること。

また、変更が生じた箇所については、新旧対照表を添付すること。